

運賃の種類、額及び適用方法

1. 運賃の種類及び額

旅客運賃の種類		額
普通旅客運賃	片道	
定期旅客運賃	通勤	
	通学	
回数旅客運賃	普通	
団体旅客運賃	普通	
	学生	
旅客運賃割引	公共政策的な割引	普通旅客運賃・・・5割引
		定期旅客運賃（大人）・・・3割引
小荷物運賃	郵便物	国土交通省告示による額
	その他	円

(1) 旅客運賃の計算方

ア. 小児運賃は大人運賃の半額とし、10円未満の、端数は10円単位に四捨五入する。

イ. 運賃計算上の、端数は10円単位に四捨五入する。

ウ. 消費税率引き上げに伴う改定上限運賃の算出については、「2019年10月からの消費税率引き上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の取り扱いについて」平成31年3月12日付け（国自旅第277号）に基づく方法（別表①「増収率算定表」記載のとおり）とする。

団体旅客運賃の計算方は次のとおりとする。

(ア) 割引率

普通団体旅客運賃・・・1割引

学生団体旅客運賃・・・2割引

(イ) 算式

a. 大人団体旅客運賃

大人普通旅客運賃×人員×(1-割引率)

b. 小児団体旅客運賃

小児普通旅客運賃×人員×(1-割引率)

c. 1. 大人と小児が混乗する場合

(大人普通旅客運賃×人員+小児普通旅客運賃×人員)×(1-割引率)

2. 大人と学生など割引率が異なるものが混乗する場合

大人普通旅客運賃×人員×(1-割引率)+ 大人普通旅客運賃×人員×(1-割引率)

→ 小学生以下の場合は小児運賃となる。

(2) 小荷物運賃の計算方

運賃計算上の、端数は10円単位に四捨五入する。

2. 運賃の適用方法

(1) この運賃は、当社の一般バスで旅客及び物品を運送する場合に適用する。

(2) 運賃区界でない停留所から乗車する旅客の運賃は指定停留所を除いてその停留所の外方にある運賃区界停留所からの運賃を適用する。

指定停留所から乗車する旅客の運賃は当該運賃区界停留所からの運賃を適用する。

ただし 同一運賃区界停留所に属する指定停留所相互間の運賃が異なる場合は低額の運賃を適用する。

(3) 大人運賃と小児運賃の区分は次に掲げる区分による。

大人運賃・・・・・・・・中学生以上の者

小児運賃・・・・・・・・小学生以下の者

(4) 旅客運賃の適用方法は次のとおりとする。

ア. 普通旅客運賃

(ア) 片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

(イ) 普通乗車券を使用する旅客が途中下車したときは原則として前述の区間の乗車を認めない。

イ. 定期旅客運賃

(ア) 通勤定期旅客運賃 通学定期旅客運賃及び通勤通学定期旅客運賃は旅客が同一停留所の区間を不定回数乗車する場合に適用する。

(イ) 通勤定期旅客運賃は、乗車回数及び適用旅客の範囲を限定しない。

(ウ) 通学定期旅客運賃及び通勤通学定期旅客運賃を適用する旅客の範囲は学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園並びに児童福祉法第39条に規定するものとする。

(エ) 片道普通旅客運賃を設定していない区間(2路線以上)に跨って乗車する旅客の運賃は、次の基準運賃額に対応する区間の運賃を適用する。

A. 対キロ区間制

乗降停留所間(乗降停留所が運賃区界停留所でない場合は、運賃区界停留所相互間)の運賃計算キロ程に対応する大人片道普通旅客運賃額。ただし、それぞれの乗降区間の大人片道普通旅客運賃の併算額が前記の運賃額より低額となる場合は、併算額を基準運賃額とする。

(オ) 定期乗車券を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数を制限しない。

(カ) 定期乗車券は適用期間の終期を月末とし始期を1日とする月極め定期乗車券とする。

ウ. 回数旅客運賃

- (ア) 回数旅客運賃は旅客が片道普通旅客運賃設定区間内の不定停留所間を多回数乗車する場合に適用する。
- (イ) 回数乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、前述の区間の乗車を認めない。

エ. 団体旅客運賃

- (ア) 団体旅客運賃は、旅行目的、行程を同じくするもので構成された 15 人以上の旅客が他の旅客と混乗して乗車する場合に適用する。
- (イ) 学生団体旅客運賃を適用する旅客の範囲は、通学定期乗車券の発売条件に該当するものと、その付添人(教職員旅行斡旋人を含む)とする。

(5) 運賃の割引

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、運賃を割り引きます。

(ア). 身体障害者に対する割引

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護人（当社において介護人が必要と認める場合に限る）とする。

(イ). 児童福祉法の適用を受ける者に対する割引

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 4、第 41 条ないし第 44 条に規定する諸施設により、養護または保護を受けている者及び付添人（当社において付添人を必要と認める場合）とする。

(ウ). 知的障害者に対する割引

療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日・厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けた者及び介護人（当社において介護人を必要と認める場合）とする。

(エ). 精神障害者に対する割引

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び介護人（当社において介護人を必要と認める場合）とする。

- (6) 運賃の割引で 2 以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して運賃の割引はしない。

- (7) 小荷物運賃の適用方法は、次のとおりとする。

小荷物運賃は、荷主から物品の運送を引き受けた場合に適用する。